|  |
| --- |
| 次のとおり届けます |
| 当社は消費税及び地方消費税に係る   * 課税事業者です * 免税事業者です |

入札書

令和　　年　　月　　日

大阪市契約担当者

大阪市天王寺区長　　末村　祐子　様

大阪市入札参加資格承認番号（ 　　　　　　　　　　　　 ）

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

下記について、関係法令・貴市関係規定を守り、仕様書等及び記載の通知事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金額  （税 抜） | 十億 |  |  | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名称 | 大阪市天王寺区役所窓口案内業務従事者派遣（長期継続契約） |
| 履行期間 | 令和６年12月１日から令和９年11月30日まで |
| 履行場所 | 大阪市天王寺区役所 |

通 知 事 項

|  |  |
| --- | --- |
| １　入札に付する事項 | 仕様書のとおり |
| ２　入札保証金 | 大阪市契約規則第19条第１項第２号により納付を免除する |
| ３　入札執行日時(入札書提出期限) | 令和６年10月18日（金）午前11時00分　※入札室は30分前に開場 |
| ４　入札執行場所 | 大阪市天王寺区真法院町20番33号　大阪市天王寺区役所５階　502会議室 |
| ５　入札の無効 | 次の場合に該当する入札は、無効とする  (1)大阪市契約規則第28条第1項の規定に該当する入札  (2)大阪市競争入札参加者心得に違反した者がした入札  (3)再度入札においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札  (4)審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札  (5)申請書類に虚偽の記載をした者の入札  (6)所定の入札書（本様式）を用いないでした入札 |
| ６　落札候補者の決定方法 | (1)予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする  (2)落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する  (3)落札候補者及び落札金額は入札執行場所で公表する。また、落札候補者以外で審査順位の範囲内の入札者名及び入札金額を発表する  (4)開札後から落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする |
| ７　入札書記載方法等 | 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること |
| ８　その他 | (1)落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること  (2)入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由なく指定期限までに契約を締結しないときは、大阪市契約規則第21条第２項により落札金額の100分の３に相当する額の違約金を徴収する  (3)一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない  (4)この入札において独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、若しくは、刑法第96条の６に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない  (5)落札決定後から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする |